

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。

ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いします。

※加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。

また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。

## 青山学院学生総合補償制度（傷害総合保険）のあらまし（契約概要のご説明）

保険の仕組み	この商品は傷害総合保険普通保険約款に疾病保険特約、疾病による学業費用補償特約等各種特約をセットしたもので
保険契約者	学校法人青山学院
保険期間	2026年4月1日前0時から指定年経過後の4月1日午後4時まで 高等部・中等部・幼稚園は1年間から3年間で選択していただけます。 初等部は1年間から6年間で選択していただけます。
申込締切日	2026年3月31日(火)
引受条件（保険金額等）、保険料、保険料払込金額等	引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
加入対象者	学校法人青山学院の園児・児童・生徒の皆さまを被保険者とし、保護者（または学生本人）を加入者（保険料負担者）としてご加入いただけます。
被保険者	学校法人青山学院の園児・児童・生徒にかぎります。
扶養者	育英費用補償特約、学業費用補償特約、疾病による学業費用補償特約をセットする場合、あらかじめ補償対象となる扶養者をご指定いただけます。扶養者としてご加入時にご指定できる方は、原則として、被保険者と同居されている親権者のうち、そのご家族の生計を主として維持されている方（収入の最も多い方）にかぎります。 ただし、就学上の事情等を理由として被保険者が親権者と別居されている場合（下宿学生等）は、別居であっても被保険者を継続して扶養することが明らかな親権者に限り、扶養者としてご指定できます。
お手続き方法	ご加入希望の方は2026年3月31日までにWEBで申し込みのうえ、ご自宅に郵送される払込票を使用して保険料をお振込みください。 (注)ご契約の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である職種級別は、職種級別別表をご確認ください。
中途加入	保険期間の中途中でのご加入は、随時受付をしています。その場合の保険期間は、受付日の翌日から指定年経過後の4月1日午後4時までとなります。保険料は所定の方法にてお支払いください。
中途脱退	この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入窓口の取扱代理店までご連絡ください。
その他ご注意	団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
満期返戻金・契約者配当金	この保険には、満期返戻金・契約者配当金はありません。

## 補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

### 【お子さま本人のケガの補償】

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によりケガ（※）をされた場合等に、保険金をお支払いします。「熱中症危険補償特約」がセットされていますので、日射または熱射による身体の障害もお支払いの対象となります。

（※）身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。

(注) 保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

### 「急激かつ偶然な外来の事故」について

■「急激」とは、突然に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

■「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

■「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

(注) 靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

# 補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
お子さまの補償 傷害 (国内外補償)	死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、その事故の発生した保険年度と同一の保険年度に発生した事故によるケガに対して、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。  死亡保険金の額 = 死亡・後遺障害保険金額の全額
	後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険年度ごとに、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。  後遺障害保険金の額 = 死亡・後遺障害保険金額 × 後遺障害の程度に応じた割合 (4%～100%)
	入院保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し180日 <sup>(※)</sup> を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。  入院保険金の額 = 入院保険金日額 × 入院日数 (180日 <sup>(※)</sup> 限度)  (※) 入院保険金支払限度日数変更特約(180日)をセットしています。
	手術保険金	事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下の①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。 なお、1事故に基づくケガに対して、2以上の手術を受けたときは、それらの手術のうち、手術保険金の額が最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 <sup>(※1)</sup> ②先進医療に該当する手術 <sup>(※2)</sup>  <入院中に受けた手術の場合> 手術保険金の額 = 入院保険金日額 × 10(倍)  <外来で受けた手術の場合> 手術保険金の額 = 入院保険金日額 × 5 (倍)  (※1) 以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2) 先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。
	通院保険金	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。  通院保険金の額 = 通院保険金日額 × 通院日数 (事故の発生の日から1,000日以内の90日限度)  (注1) 通院されない場合であっても、 <b>ケガをされた部位</b> （脊柱、肋骨、胸骨、長管骨、 <b>頸骨等</b> ）を固定するために医師の指示によりギブス等 <sup>(※)</sup> を常時装着したときは、その日数について通院したものとみなします。 (※) ギブス（キャスト）、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、副子（シーネ、スプリント）固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBプレース、線副子等およびハローベストをいいます。 (注2) 通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。
	<b>【特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金】補償特約】</b> 特定感染症 <sup>(※)</sup> を発病し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に、所定の後遺障害が生じた場合、入院した場合、通院した場合に、後遺障害保険金、入院保険金（180日限度）、通院保険金（180日以内の90日限度）をお支払いします。ご加入初年度の場合は、保険期間の開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症に対しては、保険金をお支払いできません。 (※) 「特定感染症」とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。 2025年9月現在、結核、腸管出血性大腸菌感染症（O-157を含みます。）等が該当します。	

# 補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

## 【お子さま本人の病気の補償】

被保険者が、日本国内または国外において保険期間中に疾病を被り、その直接の結果として、入院を開始した場合、手術を受けられた場合に保険金をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
お子さまの補償 疾病（病気）（国内外補償）	<p>疾病入院保険金</p> <p>保険期間中に疾病を被り、入院を開始した場合に、1回の入院につき60日を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき疾病入院保険金日額をお支払いします。ただし、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日が限度となります。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px;">疾病入院保険金の額 = 疾病入院保険金日額 × 入院した日数</p>	<p>①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、危険ドラッグ等の使用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。） ⑤傷害 ⑥妊娠、出産。ただし、異常分娩等、「療養の給付」等（※）の支払いの対象となる場合を除きます。 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑧頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑨アルコール依存、薬物依存等の精神障害など</p>
	<p>以下の（1）または（2）のいずれかの場合に保険金をお支払いします。</p> <p>（1）保険期間中に疾病を被り、かつその疾病的治療のために病院または診療所において以下の①から③までのいずれかの手術（※1）を受けた場合、疾病手術保険金をお支払いします。なお、手術の種類によっては、回数などの制限があります。</p> <p>①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ②先進医療に該当する手術（※2） ③放射線治療に該当する診療行為</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px;">手術（重大手術（※3）以外） &lt;入院中に受けた手術の場合&gt; 疾病手術保険金の額 = 疾病入院保険金日額 × 20（倍） &lt;外来で受けた手術の場合&gt; 疾病手術保険金の額 = 疾病入院保険金日額 × 5（倍）</p> <p>（※1）以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、テブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術、鼻焼灼術、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表で手術料の算定対象とならない乳房再建術、視力矯正を目的としたレーザー・冷凍凝固による眼球手術（レーシック手術等）など</p> <p>（※2）先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。</p> <p>（2）骨髄幹細胞採取手術（※1）（※2）を受けた場合は、保険期間中に確認検査（※3）を受けた時を疾病を被った時とみなして、（1）と同様の保険金額を疾病手術保険金としてお支払いします。</p> <p>（※1）組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいい、末梢血幹細胞採取を除きます。また、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一となる自家移植の場合を除きます。</p> <p>（※2）ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年経過した後に受けた場合にお支払いの対象となります。</p> <p>（※3）「確認検査」とは、骨髄幹細胞の受容者との白血球の型等の適合等を確認するための検査のうち、最初に行つたものをいいます。ただし、骨髄バンクドナーの登録の検査を除きます。</p> <p>疾病手術保険金は、手術を受けられるごとにお支払いしますが、手術の種類によっては、お支払いする回数・保険金の額に以下（1）から（4）までの制限があります。</p> <p>（1）時期を同じくして2以上（※4）の手術を受けた場合、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。</p> <p>（2）同一の手術（同一の先進医療に該当する手術を含みます。）を2回以上受けた場合で、それらの手術が一連の手術（※1）に該当するときは、同一手術期間（※2）に受けた一連の手術（※1）については、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。</p> <p>（※1）一連の手術とは、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術をいいいます。</p> <p>（※2）同一手術期間とは、一連の手術のうち最初に手術を受けた日からその日を含めて60日間をいいます。また、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合は、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。</p> <p>（3）医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術を受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみお支払いします。</p> <p>（4）放射線治療を2回以上受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回のお支払いを限度とします。</p>	<p>（※）「療養の給付」等 公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。</p>

(注) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い額を支払います。

ただし、入院の原因となった疾病を被った時から起算して1年を経過した後に入院を開始した場合を除きます。

- ①被保険者が疾病を被った時のお支払条件により算出された保険金の額
- ②被保険者が入院を開始した時のお支払条件により算出された保険金の額

# 補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

## 【日常生活の賠償責任の補償】

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
個人賠償責任 保険金 (賠償責任補償 条項の一部変更に 関する特約セット) (国内外補償) (注1)	<p>日本国内または国外において、被保険者<sup>(※1)</sup>が次の①から④までのいずれかの事由により法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(自己負担額はありません。)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は個人賠償責任の保険金額を限度(情報機器などに記録された情報の損害については500万円を限度とします。)とします。</p> <p>なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。</p> <p>① 住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合      ② 被保険者<sup>(※1)</sup>の日常生活(住宅以外の建物の所有、使用または管理を除きます。)に起因する偶然な事故(例:自転車運転中の事故など)により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合      ③ 日本国内で正当な権利を有する者から受託した財物(受託品)<sup>(※2)</sup>を壊したり盗まれた場合      ④ 誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等<sup>(※3)</sup>を運行不能にさせた場合</p> <p>(※1) この特約における被保険者は次のとおりです。      ア. 本人      イ. 本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎります。)。ただし、本人に関する事故にかぎります。      (※2) 次のものは「受託品」に含まれません。      ●コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器      ●義歯、義肢その他これらに準ずる物      ●動物、植物      ●自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品      ●船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車、バイク、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品      ●通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿      ●貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品      ●ローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品      ●山クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物      ●山岳登はん、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング等の危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具      ●漁具      ●不動産</p> <p>(※3) 「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます</p> <p>など</p>	<p>①故意      ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等による損害      ③地震、噴火またはこれらによる津波      ④被保険者の職務の遂行に直接起因する損害賠償責任<sup>(※1)</sup>      ⑤被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任      ⑥受託品を除き、被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任      ⑦心神喪失に起因する損害賠償責任      ⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任      ⑨航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両<sup>(※2)</sup>、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任      ⑩受託品の損壊または盗取について、次の事由により生じた損害      •被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為      •差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使      •自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い      •偶然な外來の事故に直接起因しない電気的事故または機械的事故      •置き忘れ<sup>(※3)</sup>または紛失      •詐欺または横領      •雨、雪、雹(ひょう)、みぞれ、あられまたは融雪水の浸み込みまたは吹き込み      •受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取</p> <p>など</p> <p>(※1) アルバイトおよびインターンシップを除きます。      (※2) 次のア. から工. までのいずれかに該当するものを除きます。      ア. 主たる原動力が人力であるもの      イ. ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート      ウ. 身体障がい者用の車<sup>(※4)</sup>および歩行補助車で、原動機を用いるもの      エ. 移動用小型車および遠隔操作型小型車</p> <p>(※3) 保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることがあります。</p> <p>(※4) 身体の障害により歩行が困難な者の移動の用に供するための身体障がい者用の車いす等の車をいいます。      ただし、原動機を用いるものである場合は法令に定める基準に該当するものにかぎり、遠隔操作により通行させができるものを除きます。</p>

# 補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

## 【お子さま本人や費用などの補償】

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
費用の補償  救援者費用 保険金 (国内外補償) (注1)	<p>保険期間中に以下①から③までのいずれかに該当した場合、ご加入者、被保険者またはその親族の方が負担した費用（※1）に対して、その費用の負担者に保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、救援者費用等の保険金額を限度（※2）とします。</p> <p>①被保険者が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合または遭難した場合 ②急激かつ偶然な外来の事故により被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要なことが警察等の公的機関により確認された場合 ③住宅（※3）外において被った急激かつ偶然な外来の事故によるケガを原因として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合または継続して14日以上入院された場合 (※1) 次のア.からオ.までの費用がお支払いの対象となります。 ア. 捜索救助費用 遭難した被保険者を捜索する活動に要した費用。 イ. 交通費 救援者（※4）の現地（※5）までの航空機等の1往復分の運賃（救援者2名分を限度とします。）。 ウ. 宿泊料 現地および現地までの行程における救援者のホテル等の宿泊料（救援者2名分、かつ救援者1名につき14日分を限度とします。）。 エ. 移送費用 被保険者が死亡された場合の遺体輸送費用または現地から病院等への移送費。 ただし、被保険者が払戻しを受けた帰宅のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰宅のための運賃はこの費用の額から差し引きます。 オ. 諸雑費 救援者の渡航手続費および救援者または被保険者が現地において支出した交通費、電話料等通信費、被保険者の遺体処理費等（国外20万円、国内3万円を限度とします。）。 (※2) 保険期間が1年を超えるご契約の場合は、契約年度ごとに保険金額を限度とします。 (※3) 「住宅」とは、被保険者の居住の用に供される加入手続き画面等の住宅をいい、その敷地を含みます。 (※4) 「救援者」とは、被保険者の捜索、看護または事故処理を行なうために現地へ赴く被保険者の親族（これらの方の代理人を含みます。）をいいます。 (※5) 「現地」とは、事故発生地または被保険者の収容地をいいます。</p>	<p>①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができるおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波 ⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、ハンググライダー搭乗等危険な運動を行っている間の事故 ⑩頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見のないものなど</p>
物の損害の補償  携行品損害 (国内外補償) (注1)	<p>偶然な事故により携行品（※1）に損害が生じた場合に、被害物の再調達価額（※2）を基準に算出した損害額から免責金額（1回の事故につき3,000円）を差し引いた金額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、携行品損害の保険金額を限度（※3）とします。</p> <p>（※1）「携行品」とは、被保険者の居住の用に供される建物（物置、車庫その他の付属建物を含みます。）外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品をいいます。</p> <p>（※2）「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。修理が可能な場合は、修理費を基準に損害額を算出します。</p> <p>（※3）保険期間が1年を超えるご契約の場合は、契約年度ごとに保険金額を限度とします。</p> <p>（注1）乗車券等、通貨、小切手、印紙または切手については合計して5万円を損害額の限度とします。 （注2）次のものは保険の対象となりません。        ■携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器およびこれらの付属品        ■義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器        ■動物、植物等の生物        ■自動車、原動機付自転車、船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。）、航空機、海上オートバイ、ゴーカート、ゴルフカートおよびこれらの付属品        ■自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品        ■漁具        ■預貯金証書（通帳およびキャッシュカードを含みます。）、手形その他の有価証券（小切手を除きます。）およびこれらに類する物        ■クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに類する物        ■ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品</p>	<p>①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができるおそれがある状態での運転 ④戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑤地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥欠陥 ⑦自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等 ⑧機能に障害のないすり傷、塗料のはがれ等 ⑨偶然な外来の事故に直接起因しない電気的・機械的事故 ⑩置き忘れ（※）または紛失 ⑪楽器の弦（ピアノ線を含みます。）の切断または打楽器の打皮の破損 ⑫楽器の音色または音質の変化など</p> <p>（※）保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることがあります。</p>

# 補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

## 【扶養者に万が一のことがあったときの補償】

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
特別費用	<p>扶養者（※1）が、保険期間中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、扶養不能状態（※2）となった場合、支払対象期間（※3）中に、被保険者が負担した次の費用に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>＜学資費用＞</p> <p>被保険者が在学または進学する学校に納付する費用のうち、在学期間に中に毎年必要となる費用（授業料、施設設備費、実験・実習費、体育費、施設設備管理費等）をいいます。お支払いする保険金の額は、支払対象期間（※3）中の各支払年度について、学資費用の保険金額を限度とします。</p> <p>（※1）「扶養者」とは、被保険者を扶養する方で加入手続き画面等記載の方をいいます。</p> <p>（※2）「扶養不能状態」とは、次の①または②のいずれかに該当する状態をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合</li> <li>② ①以外の場合で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の重度後遺障害が生じた場合</li> </ul> <p>（※3）「支払対象期間」とは、扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から学業費用補償特約の終期までの期間をいいます。</p> <p>（注）「所定の重度後遺障害」については、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。</p>	<p>①故意または重大な過失</p> <p>②扶養者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>③扶養者の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドライバー等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転</p> <p>④扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失</p> <p>⑤扶養者の妊娠、出産、早産または流産</p> <p>⑥扶養者に対する外科的手術その他の医療処置</p> <p>⑦戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの</p> <p>⑧地震、噴火またはこれらによる津波（天災危険補償特約をセットしない場合）</p> <p>⑨扶養者が扶養不能状態となった時に扶養者が被保険者を扶養していない場合</p> <p>など</p>
	<p>扶養者（※1）が保険期間中に扶養不能状態（※2）となり、支払対象期間（※3）中に、被保険者が負担した次の費用に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>＜疾病学資費用＞</p> <p>被保険者が在学または進学する学校に納付する費用のうち、在学期間に中に毎年必要となる費用（授業料、施設設備費、実験・実習費、体育費、施設設備管理費等）をいいます。お支払いする保険金の額は、支払対象期間（※3）中の各支払年度について、疾病学資費用の保険金額を限度とします。</p> <p>（※1）「扶養者」とは、被保険者を扶養する方で加入手続き画面等記載の方をいいます。</p> <p>（※2）「扶養不能状態」とは、疾病を発病し、その直接の結果として死亡したことにより、被保険者を扶養できない状態をいいます。</p> <p>（※3）「支払対象期間」とは、扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から学業費用補償特約の終期までの期間をいいます。</p>	<p>①故意または重大な過失</p> <p>②扶養者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>③扶養者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、危険ドライバー等の使用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。）</p> <p>④扶養者の妊娠、出産、早産または流産</p> <p>⑤戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの</p> <p>⑥扶養者が扶養不能状態となった時に扶養者が被保険者を扶養していない場合</p> <p>など</p>
	<p>扶養者（※1）が、急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で扶養不能状態（※2）となった場合、育英費用の保険金額の全額をお支払いします。</p> <p>（※1）「扶養者」とは、被保険者を扶養する方で加入手続き画面等記載の方をいいます。</p> <p>（※2）「扶養不能状態」とは、次の①または②のいずれかに該当する状態をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合</li> <li>② ①以外の場合で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の重度後遺障害が生じた場合</li> </ul> <p>（注）「所定の重度後遺障害」については、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。</p>	<p>①故意または重大な過失</p> <p>②扶養者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>③扶養者の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドライバー等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転</p> <p>④扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失</p> <p>⑤扶養者の妊娠、出産、早産または流産</p> <p>⑥扶養者に対する外科的手術その他の医療処置</p> <p>⑦戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの</p> <p>⑧地震、噴火またはこれらによる津波（天災危険補償特約をセットしない場合）</p> <p>⑨扶養者が扶養不能状態となった時に扶養者が被保険者を扶養していない場合</p> <p>など</p>

(注1) 補償内容が同様のご契約（※1）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください（※2）。

(※1) 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

(注2) 複数のご契約にセットされても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額となります。

# 補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

## 【弁護士費用補償（弁護士費用総合補償特約）】

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合						
弁護士費用 (注) 弁護士費用 保険金 + 法律相談・書類 作成費用保険金	<p>被保険者が、保険期間中の原因事故によって発生した以下1・2のいずれかに該当するトラブル（※1）について、弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼を行った場合は、それによって、事前に損保ジャパンの同意を得て、弁護士費用等または法律相談・書類作成費用を負担することにより被った損害に対して、弁護士費用保険金または法律相談・書類作成費用保険金をお支払いします。ただし、被保険者の未成年の子が被った原因事故に関するトラブルについても対象となります。なお、補償の対象となる原因事故によって被保険者が死亡したときは、保険金を請求する権利を有するのは法定相続人となります。</p> <p><b>1. 被害事故に関するトラブル</b> ケガを負わされた、財物を壊された、盗取（※2）にあった等の被害を被ったことによるトラブルをいいます。</p> <p><b>2. 人格権侵害に関するトラブル</b> 不当な身体の拘束による自由の侵害、名誉毀損、プライバシーの侵害、痴漢、ストーカー行為、いじめまたは嫌がらせにより、精神的苦痛を被ったことに関するトラブルをいいます。 (注) 警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等をし、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保険金種類</th><th>お支払いする保険金の額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>弁護士費用 保険金</td><td> <p>弁護士等への委任（※3）によりトラブルを解決するために要する、報酬、訴訟費用、仲裁・和解または調停に要した費用等を負担することにより被った損害に対し、弁護士費用保険金をお支払いします。ただし、契約年度ごとに、弁護士費用の保険金額を限度とします。</p> <p>弁護士費用保険金の額 = 損害の額 × (100% - 自己負担割合10%)</p> </td></tr> <tr> <td>法律相談・ 書類作成 費用保険金</td><td> <p>弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成費用（※3）の対価として弁護士等および行政書士に支払われるべき費用を負担することにより被った損害に対し、法律相談・書類作成費用保険金をお支払いします。ただし、契約年度ごとに、法律相談・書類作成費用の保険金額を限度とします。</p> <p>法律相談・書類作成費用保険金の額 = 損害の額 - 自己負担額 1,000円</p> </td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、以下の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。</p> <p>①被保険者または被保険者の未成年の子に原因事故が発生した時のお支払条件により算出した保険金の額 ②保険金請求権者が行った最初の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼のうちいずれか早い時のお支払条件により算出した保険金の額</p> <p>(※1) 日本の国内法に基づき解決するトラブルにかぎります。</p> <p>(※2) 訃取、詐欺、恐喝またはこれら類似の事由を含み、警察への届出を行ったものにかぎります。</p> <p>(※3) 同一のトラブルに起因して行われた一連の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼は、その回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの委任または相談・依頼とみなし、保険金が支払われる最初の委任または相談・依頼が行われた時に一連の委任および相談・依頼が行われたものとして、保険金の限度額を適用します。</p>	保険金種類	お支払いする保険金の額	弁護士費用 保険金	<p>弁護士等への委任（※3）によりトラブルを解決するために要する、報酬、訴訟費用、仲裁・和解または調停に要した費用等を負担することにより被った損害に対し、弁護士費用保険金をお支払いします。ただし、契約年度ごとに、弁護士費用の保険金額を限度とします。</p> <p>弁護士費用保険金の額 = 損害の額 × (100% - 自己負担割合10%)</p>	法律相談・ 書類作成 費用保険金	<p>弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成費用（※3）の対価として弁護士等および行政書士に支払われるべき費用を負担することにより被った損害に対し、法律相談・書類作成費用保険金をお支払いします。ただし、契約年度ごとに、法律相談・書類作成費用の保険金額を限度とします。</p> <p>法律相談・書類作成費用保険金の額 = 損害の額 - 自己負担額 1,000円</p>	<p><b>【全トラブルに共通の事由】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①故意、重大な過失または契約違反</li> <li>②自殺行為（※）、犯罪行為または闘争行為</li> <li>③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナーまたは危険ドラッグ等の使用</li> <li>④戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの</li> <li>⑤地震、噴火またはこれらによる津波</li> <li>⑥国または公共団体の強制執行または即時強制</li> <li>⑦財物の欠陥、自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等。ただし、これにより身体の障害または他の財物の損壊が発生している場合については保険金をお支払いします。</li> <li>⑧被保険者または被保険者の未成年の子の職務遂行に関するトラブルおよび職場におけるいじめもしくは嫌がらせによる精神的苦痛に関するトラブル</li> <li>⑨主として被保険者または被保険者の未成年の子の職務のために使用される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する事由</li> <li>⑩債務整理および金銭消費貸借契約に関するトラブル（過払金の返還請求に関するトラブルを含みます。）。ただし、盗取による被害事故に関するトラブルについては保険金をお支払いします</li> <li>⑪保険契約または共済契約に関する事由。</li> <li>⑫被保険者または被保険者の未成年の子とその親族との間で発生した事由</li> <li>⑬環境汚染</li> <li>⑭環境ホルモン、石綿またはこれと同種の有害な特性に起因する事由</li> <li>⑮騒音、振動、悪臭、日照不足等</li> <li>⑯電磁波障害</li> </ul> <p>など</p> <p>(※) この保険契約で保険金の支払対象となるトラブルの原因事故によって自殺、かつ、支払条件を満たすことが明らかな場合については保険金をお支払いします。</p> <p><b>【各トラブル固有の事由】</b></p> <p><b>左記1に該当する場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑰自動車等の所有、使用もしくは搭乗または管理に起因して発生した、被保険者または被保険者の未成年の子が被った被害事故に関するトラブル</li> <li>⑱医師等が行う診療、診察、検査、診断、治療、看護または疾病的予防</li> <li>⑲あんま、マッサージ、指圧、鍼、灸または柔道整復等</li> <li>⑳薬剤師等による医薬品等の調剤、調整、鑑定、販売、授与またはこれらの指示</li> <li>↑身体の美容または整形</li> </ul>
保険金種類	お支払いする保険金の額							
弁護士費用 保険金	<p>弁護士等への委任（※3）によりトラブルを解決するために要する、報酬、訴訟費用、仲裁・和解または調停に要した費用等を負担することにより被った損害に対し、弁護士費用保険金をお支払いします。ただし、契約年度ごとに、弁護士費用の保険金額を限度とします。</p> <p>弁護士費用保険金の額 = 損害の額 × (100% - 自己負担割合10%)</p>							
法律相談・ 書類作成 費用保険金	<p>弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成費用（※3）の対価として弁護士等および行政書士に支払われるべき費用を負担することにより被った損害に対し、法律相談・書類作成費用保険金をお支払いします。ただし、契約年度ごとに、法律相談・書類作成費用の保険金額を限度とします。</p> <p>法律相談・書類作成費用保険金の額 = 損害の額 - 自己負担額 1,000円</p>							

(注) 补償内容が同様のご契約（※1）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください（※2）。

(※1) 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

# その他ご注意いただきたいこと

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ  
(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>) 等をご確認ください。

## 用語のご説明

用語	用語の定義						
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 ( <a href="https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kikan.html">https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kikan.html</a> )						
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。						
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。						
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。						
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方 <sup>(※1)</sup> および同性パートナー <sup>(※2)</sup> を含みます。 (※1) 内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 (※2) 同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方をいいます。 (注) 内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思（同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思）をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。						
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。						
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。						
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。						
保険年度	初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。ただし、保険期間に1年未満の端日数がある保険契約の場合は、初年度については、保険期間の初日からその端日数期間、第2年度については、初年度の末日の翌日から1年間とし、以後同様とします。						
1回の入院	入院が終了した日からその日を含めて180日を経過した日までの期間中に、同一の疾病（前の入院の原因となった疾病と医学上密接な関係があると認められる疾病を含みます。）により再入院された場合は、前後の入院を合わせて1回の入院とみなします。 保険金をお支払いするべき入院中に、保険金をお支払いするべき他の疾病を被った場合は、当初の入院とその後の他の疾病による入院を合わせて1回の入院とみなします。						
放射線治療	次の①または②のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為 <sup>(※)</sup> 。 ただし、血液照射を除きます。 ② 先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為 (※) 歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。						
原因事故	トラブルの原因となった偶然な事故または事由をいいます。原因事故の発生の時は、それぞれのトラブルにご以下の時をいいます。 <table border="1"><thead><tr><th>トラブルの種類</th><th>原因事故の発生の時</th></tr></thead><tbody><tr><td>1. 被害事故に関するトラブル</td><td>被保険者または被保険者の未成年の子が被害を被った時</td></tr><tr><td>2. 人格権侵害に関するトラブル</td><td>被保険者または被保険者の未成年の子が精神的苦痛を初めて被った時</td></tr></tbody></table>	トラブルの種類	原因事故の発生の時	1. 被害事故に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が被害を被った時	2. 人格権侵害に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が精神的苦痛を初めて被った時
トラブルの種類	原因事故の発生の時						
1. 被害事故に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が被害を被った時						
2. 人格権侵害に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が精神的苦痛を初めて被った時						
財物	有体物をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物のほか、著作権、特許権、商号権、漁業権、営業権、鉱業権その他これらに類する権利等の財産権を含みません。						
財物の損壊	財物の滅失、汚損または損傷をいいます。						
被保険者の未成年の子	被保険者が親権を有する、未成年の子をいいます。なお、被保険者との続柄は、原因事故発生時におけるものをいいます。						
弁護士等	弁護士または司法書士法（昭和25年法律第197号）第3条第2項第1号から第3号までに定める条件をすべて満たす司法書士をいいます。						
保険金請求権者	弁護士費用補償においては、トラブルの当事者である被保険者をいいます。 ただし、被害事故に関するトラブルまたは人格権侵害に関するトラブルにおける原因事故によって被保険者が死亡した場合は、その法定相続人として、法律上の損害賠償請求に関する弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼を行う者を含みます。						
契約年度	初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。						

# ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）

## 1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

## 2. ご加入時における注意事項（告知義務等）

- ご加入の際は、加入手続き画面等の入力内容に間違いかないか十分ご確認ください。
- 加入手続き画面等にご入力いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者には、告知事項<sup>(※)</sup>について、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。

(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入手続き画面等の入力事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

<告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。

- ★被保険者の職業または職務
- ★他の保険契約等<sup>(※)</sup>の加入状況
- ★学校の種類（疾病による学業費用補償特約をセットする場合）

(※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

\* 口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。

\* 告知事項について、事実を入力されなかった場合または事実と異なることを入力された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

- 次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。

- ・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合
- ・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合

など

- 死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

- 弁護士費用総合補償特約において、ご加入初年度の保険期間の開始時（中途加入の場合は中途加入時）より前に、原因事故が発生していた場合または保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。

- ご加入初年度の保険期間の開始時（※1）より前に発病（※2）した疾病に対しては、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時（※1）より前に発病（※2）した疾病であっても、ご加入初年度の契約が継続されており、ご加入初年度の保険期間の開始時（※1）からその日を含めて2年を経過した後に保険金の支払事由（入院を開始された場合や手術を受けられた場合等）が生じた場合は、その保険金の支払事由に対しては保険金をお支払いします。

(※1) 継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセトした日をいいます。

(※2) 医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病的発病の時をいいます。また、先天性異常にについては、医師の診断により初めて発見された時をいいます。

## 3. ご加入後における留意事項（通知義務等）

- 加入手続き画面等入力の職業または職務を変更された場合（新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。）は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務（通知義務）があります。
- 変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることができます。
- この保険では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

- 扶養者が変わった場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
- 加入手続き画面等入力の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
- ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。

<被保険者による解除請求（被保険者離脱制度）について>

- 被保険者は、この保険契約（その被保険者に係る部分にかぎります。）を解除することを求めるることができます。お手続方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

<重大事由による解除等>

- 保険金を支払わせる目的で支払事由等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

<他の身体障害または疾病の影響>

- すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガや病気の程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

## 4. 責任開始期

保険責任は保険期間初日の午前0時に始まります。

\* 中途加入の場合は、受付日の翌日午前0時より保険責任が始まります。

# ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）（続き）

## 5.事故がおきた場合の取扱い

- 保険金支払事由に該当した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日（疾病の場合は、入院を開始した日あるいは手術を受けた日）からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼をおこなわれる場合は、所定の事項について、事前に損保ジャパンに書面でご通知ください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼をおこなった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をすすめてください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになつたりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。また、盗難による損害が発生した場合はただちに警察署へ届け出してください。

(注) 個人賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」をご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権の方の同意が必要となります。なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。

- ・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
- ・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合 など

※借家人賠償責任補償特約の対象となる事故については示談交渉サービスはありません。相手の方との示談につきましては、損保ジャパンにご相談いただきながら被保険者ご自身で交渉をすすめていただくことになります。

必要となる書類	必要書類の例
① 保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
② 事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカー・修理業者等からの原因調査報告書、紛争状況報告書、原因事故の内容を確認できる客観的書類など
③ 傷害または疾病的程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書（写）、死体検案書（写）、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券（写）、運転免許証（写）、レントゲン（写）、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面（写）、被害品明細書、賃貸借契約書（写）、売上高等営業状況を示す帳簿（写） など ③弁護士費用または法律相談・書類作成費用を負担した場合 弁護士等への委任または法律相談・書類作成依頼それぞれの発生日時、所要時間および事案の内容を確認できる客観的書類、弁護士費用等または法律相談・書類作成費用それぞれの金額を確認できる客観的書類、弁護士等の委任契約書、裁判所の受領印が押印された調停等に関する申立書または訴状の写し、調停調書・和解調書・審判書・示談書または判決書その他これに代わるべき書類 など
④ 保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書（写）、保証書 など
⑤ 公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥ 被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書（※）、判決書（写）、調停調書（写）、和解調書（写）、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑦ 損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

(※) 保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後に支払います。

(注1) 保険金支払事由の内容・程度等に応じ、前記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求することができます。

■前記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

■病気やケガをされた場合は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

■疾病保険特約にご加入の場合、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金をお支払いした場合、満期時にご継続をお断りすることができます。

## 6.保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

## 7.中途脱退と中途脱退時の返り金等

この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。なお、脱退（解約）に際しては、加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間（保険期間のうちまだ過ぎていない期間）の保険料を返り金とする場合があります。

(注) ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。また、死亡保険金をお支払いするべきヶによって被保険者が死亡された場合において、一時払でご契約のときは、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。また、分割払ご契約のときは、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべきその被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

## 8.保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返り金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、以下のとおり補償されます。

(1) 保険期間が1年以内の場合は、保険金・解約返り金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。

(2) 保険期間が1年を超える場合は、保険金・解約返り金等の9割（※）までが補償されます。

(※) 保険期間が5年を超える場合は、主務大臣が定める率より高い予定利率が適用されているご契約については、追加で引き下げとなることがあります。

# ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）（続き）

## 9.個人情報の取扱いについて

- 保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
- 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧いただくか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

## ご加入内容確認事項

本確認事項は、万一の事故の際にお客様に安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客様のご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。

なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

**！ もう一度ご確認ください。**

### 1 保険商品の次の補償内容等が、お客様のご意向に沿っているかをご確認ください。

- 補償の内容（保険金の種類）、セットされる特約    保険期間    保険金額  
保険料、保険料払込方法    満期返れい金・契約者配当金がないこと

### 2 ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。

内容をよくご確認ください（告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。）。

- 被保険者の「生年月日」（または「満年齢」）、「性別」は正しいですか。  
パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。  
以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

#### 【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

- 職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。「職種級別」は正しいですか。

職種級別	職業・職種
A級	下記以外
B級	木・竹・草・つる製品製造作業者、漁業作業者、建設作業者（高所作業の有無を問いません。）、採鉱・採石作業者、自動車運転者（バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者）、農林業作業者

※1 オートレスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。

※2 プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手（フレリーを含みます。）の方等についてはお引き受けできません。

### 【疾病による学業費用補償特約をセットしたプランにご加入になる場合のみご確認ください】

- 加入手続き画面の「学校の種類」欄へ正しく告知されていることをご確認いただきましたか。

### 3 お客様にとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項）をご確認いただきましたか。

- 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客様にとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。